

7. 介護関連施設の整備及び運営について

(1) ユニットケアの普及について

ユニットケアは、在宅に近い居住環境の下で、入居者一人一人の個性や生活のリズムを尊重し、また、入居者相互が人間関係を築きながら日常生活を営めるように介護を行うものである。

しかしながら、ユニットケアに取り組み始めた施設の中には、建物の中を仕切ることや入居者を分けることで目的を果たしたと誤解し、実際には従来と変わらないケアを行っている事例もあると指摘されている。

そこで、平成15年度から新たに研修事業を予算化するなど、ユニットケアの適切な普及のための施策を講じているので、各都道府県・指定都市におかれては、次の諸点にご留意願いたい。

ア ユニットケア施設研修等事業

① 管理者研修

本研修については、高齢者痴呆介護研究・研修東京センターが昨年6月から開始し、これまでの6回で計215名が受講している。

しかしながら、その内訳を見ると、都道府県・指定都市の中には該当者の推薦が低調なところがある。

ユニットケアを実施する上で管理者（施設長）の果たす役割は極めて大きいことから、各都道府県・指定都市におかれては、管内で「小規模生活単位型特別養護老人ホーム」の管理者に就任する者をはじめ、改修等により「一部小規模生活単位型特別養護老人ホーム」となる既存施設の管理者など、該当者が必ずこの研修を受けられるよう配慮願いたい。

また、本研修については、平成16年度以降においても、引き続き高齢者痴呆介護研究・研修東京センターが実施することとしているので、ご了知願いたい。

② ユニットリーダー研修

本研修については、高齢者痴呆介護研究・研修東京センターが昨年12月から全

国9か所の実地研修施設の協力を得て開始し、これまでに計149名が受講している。

ユニットケアを導入する上では、管理者とユニットリーダーが共通の理解に立ち、ともに牽引車の役割を果たしていくことが欠かせないことから、上記①で述べたような該当施設については、管理者のみならず、必ずユニットリーダーも研修を受けられるよう配慮願いたい。

平成16年度予算（案）には実地研修施設数を増やし、15か所とすることを盛り込んでいる。

③ 管理者研修・ユニットリーダー研修共通事項

- ・ ユニットケアでは居住環境が極めて重要な意味を持つことから、この点の理解が不十分なままで工事を始めたり、設計を完了させたりすることがないようにしなければならない。

一方、これまでの受講者の中には「もっと早くこの研修を受けていたら、もっとユニットケアに適したハードにすることができたのに…」と残念がる声がある。

したがって、これらの研修の受講は、できる限り早いタイミングで実現するようお取り計らい願いたい。

- ・ 全額自己負担で受講を希望する者についても、申込みの状況に照らして定員に余裕のある場合には、受講を認める取扱いとする。

④ 情報提供事業

ユニットケア施設研修等事業の一つである情報提供事業については、「小規模生活単位型」の新設や、既存施設の「一部小規模生活単位型」への改修を計画している法人等への指導に活用していただけるよう、現在、具体的なケアの実際や、施設整備上の留意点等を平易に紹介するビデオと小冊子の作成を進めているところである。

イ 都道府県等の担当職員を対象とした研修

平成15年度に引き続き16年度においても、都道府県・指定都市・中核市の担当職員を対象とした研修を開催する予定である。（第1・四半期での開催を予定）

ユニットケアでは居住環境が極めて重要な意味を持つことから、施設整備担当の職員にもユニットケアについて正しく理解していただいた上で、「小規模生活単位型」の新設や、既存施設の「一部小規模生活単位型」への改修を計画している法人への良き相談相手・助言者となっていただきたいと考えている。

したがって、ユニットケア研修の担当職員はもとより、施設整備担当の職員、更には指導監査担当の職員にも、是非ともこの研修を受講していただきたいので、該当者の派遣につきよろしくご配慮願いたい。

また、施設整備担当の職員への支援としては、昨年末に「留意事項」を取りまとめて送付したところである。（参考資料参照）

これは、上記の管理者研修やユニットリーダー研修の現場から、ハードの設計段階でケアの面からの検討が足りず、残念な事例が見られるとの指摘があることを受けて、ウ及びエに記載した各種委員会での議論を参考にしながら取り急ぎ作成したものであるので、今回の16年度協議分から最大限ご活用いただきたい。

ウ ユニットケア研修のカリキュラムとテキストの作成

平成16年度以降のユニットケア施設研修等事業の充実を図る観点から、（財）医療経済研究機構に、カリキュラムとテキストの作成のための検討委員会を設置し、本年度末の取りまとめを予定しているところである。

このテキストには、ユニットケアの理念、ハード（居住環境）面での工夫、具体的な施設運営やケアの実際に関する事項等が盛り込まれる予定であり、都道府県等の担当職員の業務の上でも活用していただきたい。

また、本年3月末には同機構が「ユニットケアシンポジウム」を開催し、このカリ

キュラムとテキストの概要を発表することとしているので、シンポジウムへの積極的な参加をお願いしたい。

エ 既存施設におけるユニットケア導入の支援

特別養護老人ホームは、これまでに約5千施設（約34万人分）が4人部屋主体の従来型で整備されており、選択の幅という意味で、従来型と「小規模生活単位型」が半分ずつになるまでは、国庫補助を受けて新設する施設はユニットケアを行う「小規模生活単位型」を基本としている。

しかしながら、それだけでは2015年時点で「小規模生活単位型」の利用者は全体の3割に過ぎないとの試算もあり、既存施設においてもユニットケアの導入を図っていくことは重要な課題である。

そこで、既存の特別養護老人ホームへの支援として、施設の一部を改修して部分的にユニットケアを導入する際に活用できる手引きを作成することとし、（社）医療福祉建築協会に調査研究委員会を設置して、検討を進めてきたところである。

今般、改修によってユニットケアの構造設備基準を満たすことが比較的容易なケースについて、既存建物のパターン別の改修モデルや、留意すべき事項等が報告書としてとりまとめられたので、活用願いたい。（その内容は、改修に限らず、新設についても参考になるので、留意されたい。）

なお、平成16年度においては、主に次の検討を行うこととしている。

- ① いわゆるサテライト方式の活用によって「小規模生活単位型」の構造設備基準を満たすユニットを造る場合の改修モデルの作成
- ② サテライト方式の活用が困難で、既存施設の構造設備や敷地の制約から、改修によって「小規模生活単位型」の構造設備基準を満たすユニットを造ることが難しい場合の居住環境改善のための改修モデルの作成

オ 既存の特別養護老人ホームを改修して部分的にユニットを造る場合の共同生活室の取扱いについて

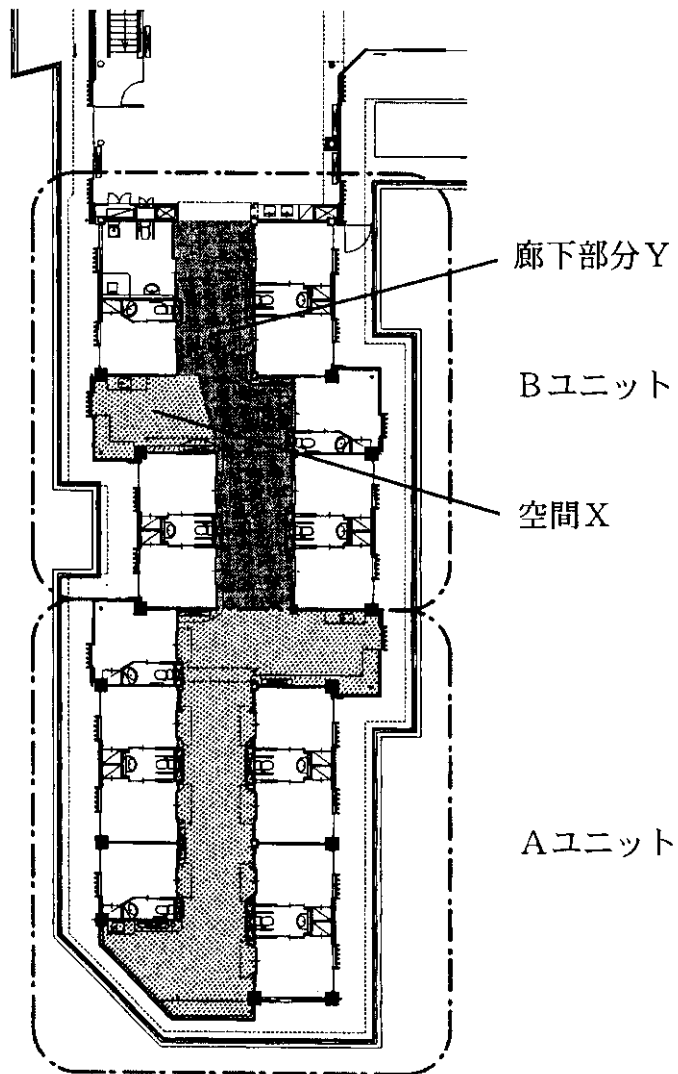
(問) 図のような場合には、Aユニットの入居者が、Bユニットの空間Xを通過することなく、施設内の他の場所に移動することができるようになっていることから、小規模生活単位型の要件には反しないと考えてよいか。

(答)

- 1 「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」（平成12年老発第214号老人保健福祉局長通知）においては、共同生活室が満たすべき要件の一つとして、「他のユニットの入居者が、当該共同生活室を通過することなく、施設内の他の場所に移動することができるようになっていること」を定めている。
- 2 図のような場合、Aユニットの入居者は、施設内の他の場所に移動する際にBユニットを必ず通り抜ける構造となっていることから、一般的には小規模生活単位型の要件に反するものと考えられる。
- 3 ただし、既存の特別養護老人ホーム（平成15年4月1日に現に存する特別養護老人ホーム（建築中のものを含み、同日以降に当該ユニットが改築されたものを除く。）をいう。）が、その建物を改修してユニットを造る場合にあっては、施設を新增築したり、改築したりする場合に比べて、現にある建物の構造や敷地などの面で、より大きな制約が想定されることから、Aユニットの入居者が通り抜ける部分Yが廊下幅の要件を満たしており、かつ、廊下部分Yを除いた空間Xが共同生活室の要件を満たしている場合は、小規模生活単位型の要件に反しないものとして取り扱って差し支えない。
- 4 なお、ユニットは入居者の生活の場であることから、施設運営の上でも落ち着いた雰囲気の実現できるよう留意されたい。

また、図のような場合に、空間Xと廊下部分Yを間仕切り等で区分することを求めているわけではないので、念のため申し添える。

(図)



(2) 介護関連施設の整備について

ア 平成16年度の整備費補助について

(ア) 平成16年度予算(案)においては、厚生労働省の公共投資関係費(少子化対策分を除く。)が対前年度▲8.2%となっている中で、介護関連施設の整備費補助は約931億円(対前年度▲4.4%)を確保している。

しかしながら、近年は当初予算と補正予算を併せて執行してきたのに対して、今年度は補正予算がなく、平成16年度の整備は実質的に枠が相当小さくなっていることから、各都道府県・市におかれては、この点を十分に踏まえて協議に臨んでいただきたい。

(イ) 国庫補助の基本方針等については既に通知したところであるが、激変緩和の観点から、新たに次のとおり取り扱うこととする方針であり、おって通知を予定している。

(現行通知)

1. 基本方針

(1) 略

(2) 新規事業に関する取扱い

- ① 平成17年度への継続を前提とした事業のうち平成16年度の進捗率が5割を下回るものは、協議対象外とする。

(激変緩和措置)

1. 基本方針

(1) 略

(2) 新規事業に関する取扱い

- ① 平成17年度への継続を前提とした事業のうち平成16年度の進捗率が5割を下回るものは、協議対象外とする。

(注1)

(注2)

ただし、「平成16年度新規協議限度額」が「平成16年度新規協議予定額」を著しく下回るなど特別の事情が認められる都道府県・市にあっては、激変緩和

和の観点から、平成16年度の進捗率が2割程度を上回るものについては協議対象とする。

(注1) 上記1.(1)による額をいう。

ただし、上記1.(1)の②のBの左欄に該当する都道府県・市にあっては、上記1.(1)による額に、同欄に規定した追加協議額を加えた額をいう。

(注2) 平成15年10月の「平成16年度社会福祉施設等施設整備費関係国庫補助協議予定額調」に対して「老健局」分の「新規」として回答のあった額のうち、民老改築整備分に係る協議予定額を除いた額をいう。

イ 施設整備に関する留意事項

(ア) 自己財源による施設整備について

各都道府県・市に対しては、整備計画及び事業内容等を十分精査した上で、真に必要な施設の整備に厳選して国庫補助協議を行うようお願いしているところであるが、社会福祉法人等が国庫補助を受けずに自己財源で整備を行うことも可能であることに留意されたい。

(イ) 平成17年度以降の整備費補助について

整備費補助については厳しい状況が続くと見込まれることから、各都道府県・市におかれては、この点を十分に踏まえた上で、今後の国庫補助協議の方針について検討されたい。

(ウ) 木材の活用

木材の柔らかさや温かさを採り入れることにより、利用者に精神的なゆとりや安らぎをもたらすなどの効果が期待できることから、積極的に木材の活用を図ること。

(エ) 立地

施設整備に当たっては、住民が生活している地域から孤立した立地環境とならないよう配慮すること。

特にケアハウスについては、開設後一定年数を経過しているにもかかわらず入居状況の思わしくない施設が相当数存在しているとの会計検査院の指摘を受け、「ケアハウスの整備及び運営に対する審査・指導の強化について」（平成13年10月12日付老健局計画課長通知）を示しているところであり、以下の点に留意されたい。

- ① 住民が生活している地域から離れた場所に建設されるものではないこと。
- ② 商店街への買物など外出に不便な地域に建設されるものではないことなど立地条件が適切であることを裏付ける資料及び実地調査の結果等を、協議資料として提出すること。
- ③ 事業者に対して、特に次の2点について指導されたいこと。
 - ・ 当該地域及び県内のニーズ調査の結果など様々な情報を最大限に活用し、利用見込者のうちの単身世帯と夫婦世帯の割合、夫婦世帯のうち個室利用を希望する者の割合などを適切に予測すること。
 - ・ 夫婦部屋は、可動式のパーティションを利用するなど、個室としての利用も阻害されないような構造とすること。

ウ 施設整備業務の適正化について

(ア) 補助金の不正受給の未然防止について

- 社会福祉法人が、補助事業を行うために締結した契約の相手等から寄付金等の資金提供を受けることは、いわゆる水増し契約が行われていてリベートなどとして不当に資金が還流しているのではないかとの社会的な疑惑を招く基になる。

このため、既に「社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費に係る契約の相手方等からの寄付金等の取扱いについて」（平成13年7月19日付4部局課長連名通知）により通知しているとおおり、契約の相手方等からの寄付金等の資金提供を受けることを禁止しているところである。

- しかしながら、本年度においても、本来の工事費を水増しした虚偽の契約書をもとに実績報告を行い、整備費補助金を不正な手段により過大に受給するなどの事件が散見される。

こうした事件のほとんどは、平成9年度に施設整備業務改善方策を示す以前の整備であるものの、同様の事件の再発は厳に防止すべきであり、このため、管内市区町村及び社会福祉法人等に対し、引き続き各種関連通知の趣旨に沿った指導の徹底を図られたい。

- さらに、各種の全国会議等でも再三申し上げてきたところであるが、不正受給の事実が発覚した場合には、補助金を返還させることはもとより、不正に関与していた者について告発を行うなど、厳正な対処を行われたい。

併せて、このような不適正な整備事業が採択された要因を分析し、再発防止に万全を期されたい。

(イ) 補助金の過大受給の防止について

- 平成15年度の会計検査院の实地検査においても、特別養護老人ホーム等を設置する際のスプリンクラー設備等に係る補助に関して、設置者である社会福祉法人等が、補助の仕組みの理解不足によって、補助対象外経費を補助対象に含めていたことにより、結果として補助金を過大に受給している事例が指摘されている。
- ついては、管内市区町村及び社会福祉法人等に対して、適切な補助の取扱いについて更なる周知の徹底を行うとともに、国庫補助協議時のみならず、交付申請時、実績報告時の書類審査をより厳格に行われたい。

エ 施設整備費関係の執行事務の地方厚生局移管について

地方自治体を交付対象とする補助金等の執行事務については、より地域に密着した地方厚生局へ移管することによって、本省と地方支分部局との役割分担の明確化及び地方自治体に対する行政サービスの向上（交付決定の早期化等）を図ることができることから、平成16年度より、社会福祉施設及び保健衛生施設に係る施設整備費及び設備整備費の執行事務を、地方厚生局に移管することとしている。

なお、社会福祉施設のうち、小規模生活単位型特別養護老人ホームについては、制度化されて間もないものであることから、当分の間、従来どおり本省において、整備費補助の協議及び実施計画を行うこととしているので留意願いたい。

(3) 「養護老人ホーム及び軽費老人ホームの将来像に関する研究会」の設置について

今般、平成17年に予定している介護保険制度の見直しに向けて、これと密接な関係を有する養護老人ホーム及び軽費老人ホームの将来像について検討するため、老健局に研究会を設置したところである。

今後、月に1～2回のペースで開催し、7月頃を目途に最終的なとりまとめを予定している。

(開催経過) 第1回会合 2月 9日 (月)

第2回会合 2月17日 (火)

(委員名簿) 下記のとおり

養護老人ホーム及び軽費老人ホームの将来像に関する研究会 委員

(五十音順、敬称略)

赤羽 卓朗	岩手県保健福祉部長寿社会課長
一乗 玲子	全国老人福祉施設協議会 施設推進委員会軽費老人ホーム分科会長
今田 寛睦	国立精神・神経センター精神保健研究所所長
◎北場 勉	日本社会事業大学社会福祉学部教授
栃本 一三郎	上智大学文学部教授
西井 秀爾郎	全国老人福祉施設協議会 施設推進委員会養護老人ホーム分科会長
福永 卓	山口市健康福祉部高齢障害課主幹
本間 昭雄	全国盲老人福祉施設連絡協議会会長
皆川 鞆一	静岡英和学院大学人間社会学部教授
森田 文明	神戸市保健福祉局高齢福祉部高齢福祉課長
山中 拓治	全国軽費老人ホーム協議会会長

◎は座長

(4) 軽費老人ホームの運営について

軽費老人ホーム（ケアハウス、A型）を対象としている「軽費老人ホーム事務費補助金」については、平成16年度から一般財源化することとしているが、これらがその役割を引き続き適切に果たすことができ、利用者の保護に欠けるような事態が生じることのないよう、厚生労働省としても引き続き所要の通知の発出（技術的助言）等を行っていきたいと考えている。

なお、新たな通知の発出までの間は、「軽費老人ホームの設備及び運営について」（昭和47年2月26日社老台17号厚生省社会局長通知）等に沿って適切な事業運営を図っていただきたく願います。

(5) 衛生管理及び感染症対策に係る養護老人ホーム等の基準・通知改正について

介護関連施設内における衛生管理及び感染症対策については、従来から管内の施設に対して指導いただいているところであるが、昨年末、多数の高齢者が利用する施設等についても、衛生管理及び感染症対策に係る規定を整備するため、「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」（平成15年厚生労働省令第181号）を公布・施行し、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について」等の一部改正について」（老計発第1226001号、老振発第1226001号）、「老人休養ホームの設置運営について」等の一部改正について」（老発第1226001号）及び「有料老人ホームにおける衛生管理等について」（老振発第1226003号）を発出したところである。

改正の内容・趣旨は、関係施設など全般に対して規定を整備することに加えて、入念的に、既発出の関係通知に基づき適切な措置を講ずることを求めるものであり、引き続き、衛生主管部局との連携の下、適切な指導をお願いしたい。

なお、指導に当たっては、次の点に留意されるようお願いする。

- 1) 改正を行った施設等の最低基準及び要綱等で引用している「別途通知等」は次に掲げるものであることを昨年末にお示ししているが、今後、逐次発出される同旨の通知等も、これらに加えて含まれるものであること。

- ① 社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について（平成15年7月25日付社援基発第0725001号）
 - ② 社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について（平成15年10月28日付社会・援護局福祉基盤課事務連絡）
 - ③ 社会福祉施設等における結核感染の予防について（平成11年10月15日付社援施第40号）
 - ④ 社会福祉施設等における衛生管理の徹底について（平成15年12月12日付社援基第1212001号）
 - ⑤ 社会福祉施設における飲用井戸及び受水槽の衛生確保について（平成8年7月19日付社援施第116号）
- 2) 関係施設等への指導に当たっては、画一的な指導とならないように留意しつつ、適切な措置や対策が講じられるよう指導すること。